

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案 (特別区設置の住民投票と選挙の同時実施禁止等)

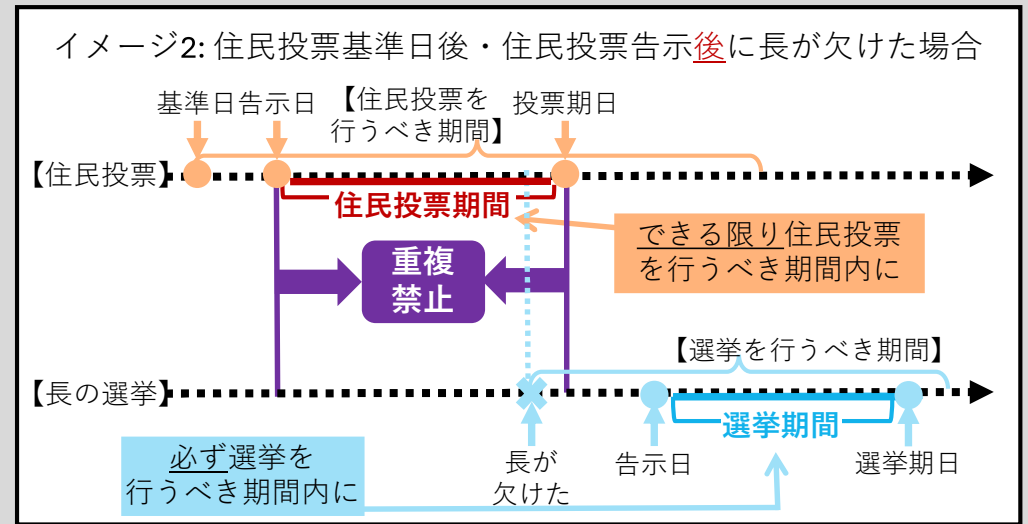
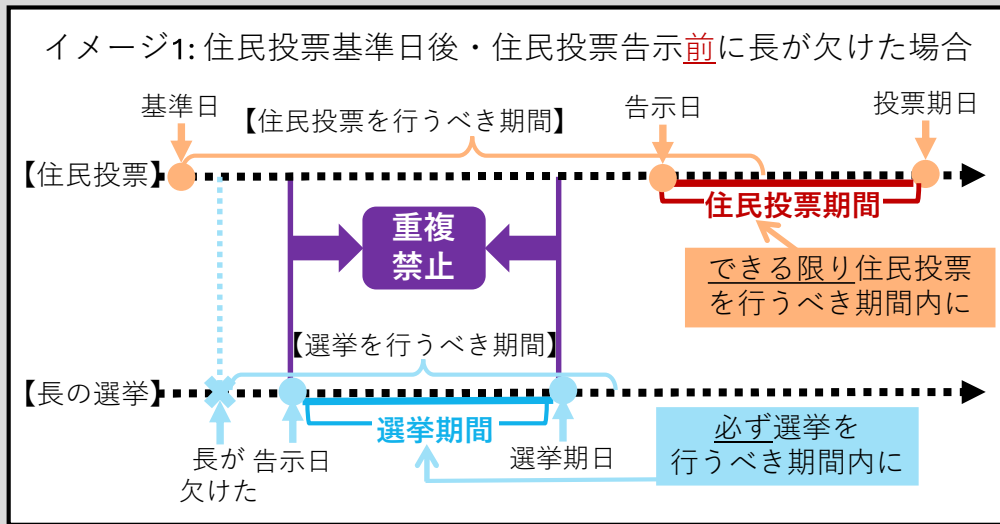
【背景】住民投票と地方選挙の同時実施の弊害

- **選挙期間中の政治団体の政治活動制限（公選法）による住民投票運動の偏り**・・・「確認団体」（選挙に一定数以上の候補者を擁立している政治団体）以外の政治団体の住民投票運動が制限され、有権者が十分な情報を得られなくなる。
- **質的に異なる投票の同時実施による悪影響**・・・人物を選ぶ選挙と制度を選ぶ住民投票とで判断要素が異なるにもかかわらず支持候補の主張に住民投票の投票判断が引きずられてしまう、運動規制の差異による混乱等



【対処】特別区設置の住民投票と特定選挙（関係市町村・関係道府県の議会の議員の一般選挙・長の選挙）の重複禁止

- 特別区設置の住民投票の**住民投票期間**（告示日から住民投票期日までの期間）と、特定選挙（関係市町村・関係道府県の議会の議員の一般選挙・長の選挙）の**選挙期間**（告示日から選挙期日までの期間）との**重複を禁止**
- **住民投票を行うべき期間**（基準日から60日以内）の**特例**・**選挙を行うべき期間**（任期満了日前30日以内、長が欠けたこと
の通知日から50日以内等）の**特例**その他重複禁止のため必要な事項は、政令で、次の条件を満たすよう定める。
 - * 条件1：特定選挙が、**選挙を行うべき期間内に必ず行われる**
 - * 条件2：特別区設置の住民投票が、**住民投票を行うべき期間内にできる限り行われる**



- ※ **特定選挙以外の選挙**（国政選挙、関係市町村・関係道府県の議会の議員の補欠選挙等）期間と住民投票期間とが重複する期間中、選挙期間中の政治団体の政治活動制限（公選法）が特別区設置の**住民投票に係る政治活動を行うことを妨げるものではない**旨の規定を置く
- ※ 施行期日：公布日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日